

## 児童虐待防止医療ネットワーク事業実施要綱

## 1 事業目的

児童虐待の相談対応件数は年々増加しており、医療機関には頭部外傷をはじめ、虐待を疑わせる児童の受診も多い。このため、各都道府県の中核的な医療機関を中心として児童虐待対応のネットワークづくりや保健医療従事者の教育等を行い、児童虐待対応の向上を図ることを目的とする。

## 2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

## 3 事業内容

都道府県は、次に掲げる事業を実施するものとする。

## (1) 児童虐待専門コーディネーターの配置

小児患者に対応する中核的な病院（拠点病院）に児童虐待専門コーディネーター（児童虐待の専門知識を有する医療ソーシャルワーカー（MSW）等）を配置し、院内及び地域の関係者との連絡・調整を行う。

## (2) 児童虐待対応に関する相談への助言等

児童虐待専門コーディネーターを中心として、地域の医療機関からの児童虐待対応に関する相談への助言等に対応するための連絡・調整を行う。

## (3) 児童虐待対応向上のための教育研修

地域の医療機関の医師等を対象に、院内の児童虐待体制整備方法、症例検討等の教育研修を実施。

## (4) 拠点病院における児童虐待対応体制の整備

児童虐待専門コーディネーターを中心として、拠点病院に児童虐待に対応する病院内組織を設置し、虐待が疑われる症例について、医学的所見や本人・保護者等に関する情報共有、対応方針・役割分担の決定、関係機関との連携等を行う児童虐待対応体制を整備し、児童虐待対応マニュアルなどを作成する。

## 4 国の助成

事業に要する経費については、国は予算の範囲内において別に定めるところにより補助するものとする。

# 児童虐待防止医療ネットワーク事業

## 1. 事業目的・内容

### (1) 目的

児童虐待の相談件数は年々増加しており、小児救急現場でも頭部外傷をはじめ身体的虐待を疑わせる子どもの受診も多い。しかし、医療機関においては知識や経験が不十分だったり、組織的対応の体制がない場合もあり、十分に対応ができていない状況である。このため、地域医療全体で児童虐待防止体制を整備することを目的とする。

### (2) 内容

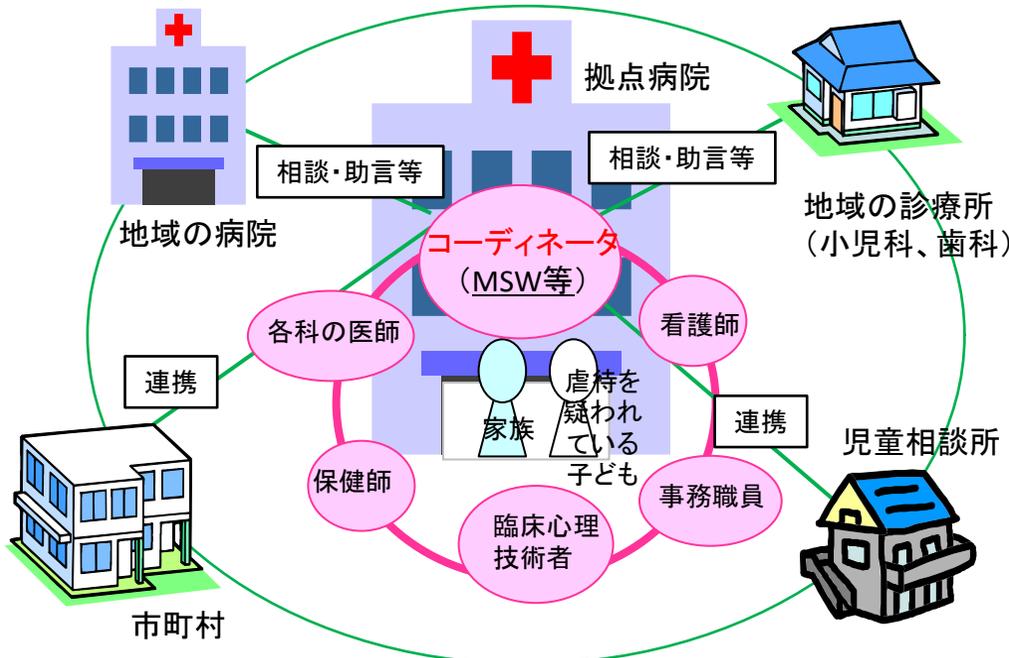
都道府県の中核的な小児救急病院等に、児童虐待専門コーディネータを配置し、地域の医療機関に対する研修、助言等を行い地域の児童虐待対応体制の整備の底上げを図る。また、当該中核病院における児童虐待対応体制の整備を図る。

2. 実施主体 都道府県

3. 補助率 国1/2(都道府県1/2)

※「児童虐待・DV対策等総合支援事業」のメニューとして実施

## <児童虐待防止医療ネットワーク事業の体制>



## <児童虐待専門コーディネーターの具体的な役割>

拠点病院が行う以下の事業において、窓口となり、院内及び地域の関係者との連絡・調整を行う。

### ①地域の医療機関からの児童虐待対応に関する相談への助言等

- ・地域の医療機関で児童虐待の医学的判断、保護者との接し方等の対応に迷う事例があった場合の相談を受け、留意点等について助言を行う。
- ・救急搬送での対応事例について、地元の医療機関にフィードバックを行う。

### ②地域の医療機関において、児童虐待対応ができる体制整備のための教育研修

- ・都道府県と協力し、児童虐待の教育研修を企画・運営し、地域全体の児童虐待防止対応能力向上を図る。
- ・医学的所見等についての症例検討会を企画し、児童虐待の早期発見、支援を行う体制を整える。

### ③拠点病院における児童虐待対応体制を整備

- ・院内に児童虐待対策委員会を組織し、児童虐待対応マニュアルを作成する。
- ・委員会を開催し、医学的所見や本人や保護者等の情報等を共有し、対応方針・役割分担を決定するなど、児童虐待対応の整備を図る。